

工事請負契約等に係る入札参加停止

建設業法違反行為の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、入札参加停止を行います。

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号（建設業法違反行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者
商 号	株式会社カナデビアエンジニアリング
代表者氏名	代表取締役 森本 智
本店所在地	大阪市大正区鶴町2-15-26
停 止 期 間	1 か月

3 入札参加停止の理由

株式会社カナデビアエンジニアリングは、建設業法第15条2項で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。このことが建設業法第28条第1項第2号及び第1項本文に該当するとして、令和8年6月19日、近畿地方整備局長より、監督処分（指示処分）を受けた。

4 停止期間の始期及び終期

令和8年7月15日から令和8年8月14日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第8号

措置要件	措置期間
建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき（略）。	1 か月以上9 か月以内